

地域リスクリング推進事業一覧

資料3

1 都道府県実施事業

	事業名	事業概要	対象者	予算額(千円)	担当室課等
(1)	脱炭素化推進事業 【エコスタッフ養成セミナー】	地域温暖化の現状と対策、環境マネジメントシステム、事業所における省エネの取組などに係る講義やグループワーク等を内容とするセミナーを開催し、セミナー修了者を「エコスタッフ」として認定するもの。 【令和7年度の開催(予定)】 奥州会場:7月23日(定員50名) 金石会場:9月2日(定員30名) 盛岡会場:10月21日(定員50名) 久慈会場:11月5日(定員30名)	脱炭素の取組みの中心となる人材を育成しようとする事業所の従業員	19,579	一般財源268千円、、国庫18,200千円、その他1,111千円 ※当該セミナーに係る予算には、国庫の充当なし 環境生活部環境生活企画室
(2)	産業廃棄物適正処理普及・啓発促進業務 【産業廃棄物処理優良事業者育成研修会(基礎コース)】	産業廃棄物処理の実務や毎年改正が行われる廃棄物処理法に対応して、産業廃棄物の適正処理推進のため、廃棄物処理法の法令遵守等の周知徹底を図る。民間事業者への委託事業。受講料は無料。 ■定員100名×県内1会場 法改正等の廃棄物処理法の基礎事項、産業廃棄物処理実務に特化した内容。	岩手県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者		環境生活部資源循環推進課
(3)	産業廃棄物適正処理普及・啓発促進業務 【廃棄物処理施設等の設置等に係る技術研修会】	循環型地域社会の形成に関する条例に基づく廃棄物処理施設等の設置等事前協議については、書類の不備等により審査及び協議終了までに時間を要していることから、自県内処理の推進に必要な処理施設等の設置等の円滑化を図る。民間事業者への委託事業。受講料は無料。 ■Youtubeへの動画投稿 事前協議書の作成方法や条例で定める施設基準・維持管理基準等に係る内容。	排出事業者又は産業廃棄物処理業者の事前協議に携わる者		環境生活部資源循環推進課
(4)	産業廃棄物適正処理普及・啓発促進業務 【建設業・解体業のための産業廃棄物適正処理研修会】	排出事業者の多くの割合を建設業・解体業が占めていることから、当該業者に特化した研修を実施し、建設業・解体業における不適正処理の未然防止及び適正処理の推進を図る。 ■定員150名×県内1会場 廃棄物処理法をはじめ、建設廃棄物処理委託契約書、建設系廃棄物マニフェストの運用方法等、建設系産業廃棄物の適正管理について役立つ基礎知識と実務のポイントに係る内容。	建設業・解体業者	7,939	一般財源 7,939千円 環境生活部資源循環推進課
(5)	産業廃棄物適正処理普及・啓発促進業務 【電子マニフェスト導入実務研修会】	電子マニフェストは、国において普及率を指標として普及拡大のための取組みが行われているが、本県は全国平均を下回っている状況であることから、電子マニフェストの加入促進を図る。 ■定員15名×2回 制度の仕組みやメリット、導入に必要なもの、導入に当たっての手続き等に係る内容。 ※システムの操作体験を含む。	電子マニフェストに未加入の排出事業者及び産業廃棄物処理業者		環境生活部資源循環推進課
(6)	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業	・ 岩手県立大学が管理運営する「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター(i-MOS)」において、今後の高付加価値・高効率型ものづくりやソフトウェア開発等に不可欠な先端技術をテーマとした「ものづくりとソフトウェアの融合技術者養成事業」に要する経費に対して補助	県内の学生や社会人	288	商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

	事業名	事業概要	対象者	予算額(千円)	担当室課等
(7)	いわて水産アカデミー運営支援事業	<p>漁業就業希望者を地域内外から確保し、地域漁業をリードする担い手として育成することを目的に設立された漁業研修機関であり、漁業への就業に必要な知識や実践的な技術を習得できるほか、小型船舶操縦士等の免許取得を可能とした岩手県独自の研修プログラム。県は運営費の1/3を負担。受講料は118,800円/人。</p> <p>(1) 実践研修 漁業就業を希望する市町村に居住し、指導漁業者の下で実際の漁業現場において漁労技術を習得(4月～翌年3月)。</p> <p>(2) 集合研修 漁業就業に必要な基礎知識や技術、漁業経営に必要な高度な知識(ICTの活用、6次産業化、水産加工等)の習得及び免許・資格(二級小型船舶操縦士、第二級海上特殊無線技士)の取得(年7回、概ね各4日間)。</p>	研修中から岩手県内に居住し、研修終了後も引き続き県内に定住して漁業に就業される方。または、岩手県内で漁業就業している方のうち、漁業の知識や技術を習得し、漁業経営の安定・拡大を図る意思のある方。(集合研修の一部の講義は研修生以外も聴講可能。)	3,355	(一般財源) 農林水産部水産振興課
(8)	いわてアグリフロンティアスクール運営協議会負担金	<p>本県農業をけん引する先進的な経営体を育成するため、岩手大学及び生産者団体と連携し、財務・労務やマーケティング等を総合的に研修する「いわてアグリフロンティアスクール」を運営</p> <p>(1) いわてアグリフロンティアスクール 県内の農業経営者等を対象に、農業経営科目群、6次産業科目群、農村地域活動科目群の実践的な講義・研修を実施(開催期間:5月～2月、月3回程度、修了にかかる必須時間数120時間)</p>	農業者	3,500	(一般財源) 農林水産部農業振興課
(9)	新規就農総合対策事業 (うち新規就農者等研修事業)	<p>新規就農者を確保するため 岩手県立農業大学校において、就農を希望する方を対象に、農業に関する基礎知識を学びながら、実習を通じて栽培の基礎を習得する研修を実施</p> <p>(1) 新規就農者研修(入門コース、開催期間:5～11月) 講義【指定の土曜日(全10回)] 座学及び演習を通じて、野菜栽培で農業を始める上で必要な基礎知識を学ぶ 実習【毎週土曜日(全25回)] 栽培管理作業(畑の準備、は種、定植、整枝、除草、病害虫防除、収穫など)を通じて、栽培の基礎を学ぶ</p>	就農を希望する方で令和7年4月1日現在70歳未満であり、実習作業を進めるにあたり支障のない方	908	(一般財源) 農林水産部農業普及技術課
(10)	建設業総合対策事業費補助	<p>岩手県内の建設業を営む企業が行う経営革新等の取組を支援するもの。</p> <p>○ 経営革新講座の開催(30～50名×6回程度) 県内建設企業の経営基盤や経営革新等への取組を支援するため、経営力強化や人材育成等をテーマとする研修会(経営者、管理者、技術者を対象)の開催</p> <p>○ 建設業イメージアップ事業(女性活躍支援事業)(30名×2回程度) 女性が働きやすい職場環境をサポートするため、女性の連携機会を確保できるような研修会や現場見学会の開催等に要する経費に対する助成</p>	建設業者等	13,869	(うちリスクリング 対象分:2,889千円) 国土整備部建設技術振興課
(11)	建設DX推進事業費補助	<p>県内建設企業における働き方改革とともに、現場の効率化や安全性について一層の向上が求められており、それに対応するデジタル技術の導入やデジタル技術を活用できる人材を育成する建設企業や建設業関係法人の取組を支援するもの。</p> <p>○ 建設DX人材育成支援事業費補助 デジタル技術を活用できる人材を育成しようとする建設業関係の法人に対し、必要経費の一部を補助 【予算枠:@500千円×2団体】</p>	建設業者等、法人(建設業関係)	11,800	(うちリスクリング 対象分:1,000千円) 国土整備部建設技術振興課
(12)	盛岡広域高校生県内就業促進事業	高校生インターンシップの取組強化を推進するとともに、企業の採用力・定着率向上に向けた支援を実施	高校生、県内企業	853	(地域経営推進費) 盛岡広域振興局経営企画部

	事業名	事業概要	対象者	予算額(千円)	担当室課等
(13)	切花りんどう産地担い手支援事業 ○りんどう自動選別機の普及・導入に向けた操作研修会	切花りんどうの生産において、生産者の高齢化等により、出荷前の選別作業の労力負担が課題とされていることから、AIを搭載した自動選別機の機能強化を図り、効率的な出荷体制の確立を図る。	JA 新いわて八幡平花き生産部会	713 (地域経営推進費)	盛岡広域振興局経営企画部
(14)	林業担い手確保対策事業 ○盛岡地区安全伐倒競技会	チェンソーの競技会を通じて新規就業者確保対策、若手従事者の定着及び若手指導者の育成を行う。	一般の部:管内林業事業体 高校生の部:盛岡農業高校2年生	772 (地域経営推進費)	盛岡広域振興局経営企画部
(15)	ものづくり人材育成講座	地場企業の競争力・生産技術向上を目的とした対象別・分野別の体系的研修・講座の実施。 ■基礎技能向上(集合型研修) ・制御機器入門講座(定員8名) ・コントローラ基礎講座(定員8名) ・シーケンサプログラミング基礎講座(定員7名) ・機械保全講座(定員10名) ■中核人材育成(集合型研修) ・TWI-JI講座(定員10名) ・TWI-JR講座(定員10名) ・原価入門講座(定員30名) ・IT技術者養成講座(初級編)(定員10名) ・IT技術者養成講座(中級編)(定員10名) ■個別課題解決(オーダーメイド研修) 3社	管内企業の従業員	997	県南広域振興局経営企画部
(16)	DX推進支援事業	管内企業のIoTやAIの導入、デジタル化によるDX推進の取組を支援するためのセミナーや個別支援の実施。民間事業者への委託事業。 ■DX推進希望企業による個別支援(3社支援中) ■DX人材育成プログラム(6名)	管内企業の従業員	2,328	県南広域振興局経営企画部
(17)	DX勉強会	管内企業の生産性向上及び競争力強化を図るため、DXに係る基本事項を学ぶとともに、企業同士の情報共有を行う勉強会の実施。 ■DX勉強会 ・講演:県ものづくり自動車産業振興室、IT連携コーディネーター(盛岡広域振興局) ・事例紹介:ものづくり企業4社 ・意見交換会(ワークショップ実施) ■DX推進セミナー(30社程度) ■DX取組先準備企業相談(15名程度)	管内企業の従業員	303	県南広域振興局経営企画部
(18)	宮古地域産地直売ブース事業	○売上データの活用による販売動向にあわせた商品確保体制の確立 ・売上データ活用に向けた研修会・検討会の開催 ・販売動向予測モデルの精度向上のためのデータ蓄積 ○農産物の訴求力向上と情報発信 ・「みえるらべる」表示のための温室効果ガス削減効果等の算定支援、SNS等を活用した産地直売施設の情報発信	農業者	505 (地域経営推進費)	沿岸広域振興局農林部
(19)	ドローン女子で農業支援プロジェクト事業	○ドローンによる水稻防除支援体制の確立を推進 ・ドローンによる水稻防除見学会、操縦体験会等の開催 ・無人航空機操縦者技能証明の取得支援	農業者	423 (地域経営推進費)	沿岸広域振興局農林部
(20)	漁業経営の持続可能性強化支援事業	○漁業経営体の経営力強化 ・法人化セミナー、働き手確保セミナーの実施 ・省力化機器の導入促進 ○新規漁業就業者の確保 ・オーダーメイド型漁業体験の実施と定着支援	漁業者、漁業就業希望者	875 (地域経営推進費)	沿岸広域振興局水産部

地域リスクリング推進事業一覧

2 市町村事業実施計画

	事業名	事業概要	対象者	予算額(千円)	担当室課等
(1)	一戸町企業支援事業費補助金(一戸町)	人材育成支援として、研修費用の補助を行うもの。補助率は補助対象経費の2分の1とし、300千円を上限とする。 ・謝金……外部講師への謝礼金 ・旅費……研修参加にかかる移動費及び宿泊費 外部講師の移動費及び宿泊費 ・研修費……研修の参加受講費	外部講師による社内研修や外部機関が実施する研修等の受講にかかる費用の一部を補助	1,500 (過疎地域持続的発展特別事業基 金繰入金)	産業部商工観光課
(2)	新規雇用研修費補助金(岩手町)	新規雇用者の能力拡大を図るため、資格取得及び研修に係る費用の一部を事業主に補助。 対象経費の1/3の補助とし、一人当たり上限5万円、1事業者当たり15万円を上限。 (過疎地域持続的発展特別事業)	新規に雇用を行った事業者	50	企画商工課
(3)	北上市3次元ものづくり技術人材育成事業費補助金(北上市)	3次元ものづくり技術に関する人材育成及び当該技術の地域企業への技術相談、普及、推進に係る支援を行う「3次元ものづくり技術人材育成事業」を実施する者に対して補助金を交付するもの。	職業訓練法人北上職業訓練協会	10,000 (一般財源10/10)	商工部産業雇用支援課
(4)	半導体関連産業等人材育成事業(北上市)	半導体関連産業をはじめとした地域産業における生産性の向上に関する知識と、現場で活きる技術を学ぶ機会を提供するため、大学等に委託しセミナーや講座を実施するもの。 内容：デジタル化やIoTの知識・技術を習得し実務への応用を目指すセミナー、半導体関連産業に関する基礎知識・基本技術を学ぶ工作実習等	主に市内に事業所を有する中小企業者及び市内の学生	1,000 (一般財源10/10)	商工部産業雇用支援課
(5)	北上市生産性向上サポート補助金【補助事業:人材育成事業】(北上市)	北上市生産性向上サポート補助金の補助事業の一つに「人材育成事業」を設定し、従業員に対して自社の企業活動における生産性向上に必要なスキルを獲得させることを目的とした研修等を受講させる取組(ただし、事業活動を行う上で法令上必要となる免許等の取得(更新を含む)を除く)に要する経費を補助。 ■補助金額(補助率・限度額) 2分の1以内・50万円	市内に事業を有するものづくり中小企業者	令和6年度繰 越明許費予 算：4,000千 円 令和7年度予 算：3,030千 物価高騰対応重 点支援地方創生 臨時交付金(財源 内訳は実績によ る)	商工部産業雇用支援課
(6)	花巻市企業競争力強化支援事業補助金【補助事業:リスクリング(人材育成)事業】(花巻市)	花巻市企業競争力強化支援事業補助金の補助事業の一つに「リスクリング(人材育成)」を設定し、外部研修機関による研修受講又は資格取得等に要する経費(検定料、旅費を含む。但し、第一種免許のうち、普通免許及び二輪免許については除く。)を補助。 ■補助金額(補助率・限度額) 2分の1以内・25万円	市内に事業所を有する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者若しくは同条第1項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人又は社会福祉法人で、市内に事業所を有する者。)又は市内中小企業等が構成の3分の2以上で組織される連携体	13,000 (一般財源10/10)	商工労政課工業労政係

	事業名	事業概要	対象者	予算額(千円)	担当室課等
(7)	遠野市通信制大学等受講支援事業費補助金(遠野市)	<p>市内の中小企業等に若年者等の雇用安定と生産性向上を目的に、通信制大学等の受講費用を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象費用 入学金(1人1回まで)及び授業料 ○補助対象期間 入学した年から、最長12年間 ○補助率 毎年1月から12月までの間に支払った就学費用に対し、定額で補助 ○補助上限額 補助対象期間中通算で1人最大70万円 	<p>次の①から⑤までの要件のすべてを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通信制大学等に入学する時点で60歳未満の遠野市民 ②遠野市内事業所に雇用期限の定めのない雇用契約)をしている方又は、市内で中小企業を経営(取締役など)している方(個人事業者を含む。) ③通信制大学等に入学し、授業を受けている又は大学等の単位履修を受けている方 ④就学後5年以上市内に住所を有し、市内事業所に就業し続ける意思を持っている方 	864	産業振興基金 10/10 産業部商工労働課
(8)	奥州市未来の活力産業育成事業補助金(奥州市)	<p>補助事業の一つに「競争力強化研修事業」を設定し、外部機関による研修等を実施する際の講師等への謝金及び旅費又は自社従業員を研修等に派遣する際の受講料、旅費、教材費及び検定料を補助。</p> <p>■補助金額(補助率・限度額) 2分の1以内・10万円</p>	市内で製造業を主たる事業として営む中小企業等	5,034	(一般財源10/10) 商工観光部商工労政課
(9)	若者等人財育成支援事業補助金(一関市)	<p>新規学卒者(大学、短大等)及びUIJターン者を採用した事業主に対し、採用後に実施するOJTまたはOFF-JTといった人材育成費用及び資格の取得に直接要した経費を助成することで、若者等の地元就職及び定着を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○UIJターン者の場合(年齢制限なし) ◇雇用対象者 市内に転入した日の属する月から起算して12か月前までに雇用された者、または市内に転入した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)から起算して6か月以内に雇用された者で、申請時において引き続き市内に住所を有する者 ※転入前に1年以上市内に住所を有していない者に限る。 ◇対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ①人材育成費用 雇用開始後12か月以内に実施した社外研修及び社内研修等の人材育成に要した経費 (ただし、申請年度内中に実施した研修に限る。) ②資格取得費用(申請年度がR7年度の場合) UIJターン者として令和5年4月1日以降に雇用した労働者が、業務上の必要から令和7年度中に取得した国家資格、公的資格、民間資格の取得費用のうち「資格取得の受講料、受験料又は受検料、資格の初回登録料」 ◇助成限度額 ①採用1人につき20万円。1人増につき5万円加算。 ②10万円 ※厚労省による子育てサポート企業認定「くるみん」認定企業 	<p>次の要件を満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に事業所を有する事業主であること。 (2) 雇用保険適用事業の事業主であること。 (3) 若者等の就労場所が一関公共職業安定所管内であること。 (4) 補助金交付年度を含む過去3年度において、市税の滞納がない事業主であること。 	3,800	①過疎対策事業債 ②ふるさと応援基金繰入金 商工労働部 商政・労政課

県の障がい者就労支援に係る取組状況について

1 県の取組

国（岩手労働局、公共職業安定所等）や関係機関（障がい者就業・岩手障害者職業センター）との連携を図り実施しているもの。

【事業名称】
障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練
【事業内容】
<ul style="list-style-type: none"> ハローワークに求人登録をしている障がい者を対象に、就職に必要な知識・技能を習得し雇用の促進が図られるよう、県が企業、民間教育機関、社会福祉法人等を委託先として職業訓練（3種・1ヶ月～6ヶ月・月100時間以内）を実施。
<p>(1) 知識・技能習得訓練コース</p> <p>① 集合訓練 座学を中心に行われる職業訓練</p> <p>② 日本版デュアルシステムコース 座学と企業実習を組み合わせた少人数で行われる職業訓練</p> <p>(2) 実践能力習得訓練コース 企業の現場等を活用したインターンシップ型の職業訓練</p> <p>(3) 特別支援学校早期訓練コース 10月時点で就職先が未内定の特別支援学校3年生等を対象とした職業訓練</p>
【訓練の特徴（メリット等）】
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方にとって、就職に関してのマナーや心構えを学ぶことができ、就職に向けての必要な知識や技術を身につけることができる。 受託する企業等は、委託訓練を通じて障がい者の適性、人柄や必要なサポートなど、障がい者雇用に対する理解やノウハウを得ることができる。 受講生1人当たり月額6～10万円（訓練終了後支給）の委託料を受託企業に支払う。

2 事業実績

障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練（国庫委託）

	コース	定員	受講	修了①	就職②	中退者の就職③	就職率 (②/(①+③))
令和4年度	9コース	36人	19人	18人	6人	0人	33.3%
令和5年度	11コース	30人	14人	13人	9人	0人	69.2%
令和6年度	11コース	22人	20人	18人	9人	0人	50.0%

3 今後の方針

今後は、就職率向上のため、企業等の現場を活用した作業実習の積極的な実施を行っていくもの。訓練の中でも、「実践能力習得訓練コース」については、就職を希望している訓練受講者が企業等の現場を活用した作業実習を行う訓練であり、就職率が高い傾向がある。

障がい者委託訓練におけるP D C A評価について（令和6年度試行実施分）

03岩手								
令和4年度								
目標		実績						
目標管理の指標	訓練実施計画数	訓練受講者数	就職者数	就職率		執行率		
就職率55%以上 (訓練修了後 3ヶ月時点)	36 件	19 人	6 人	33.3%	不十分	52.8% 低		
評価	D-	令和6年度訓練計 画数への反映	原則10%減		令和6年度委託費 への反映	対前年度より減額		
令和4年度から 令和5年度の見 直し内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先がハローワークやナカポツ、支援事業所との繋がりが弱い場合は、求人情報や企業訪問で入手した情報の提供を行っている。 ・訓練修了後も受講者の就職動向については連絡を取り合っており、必要に応じて面談を行ったり、ハローワークへ同行したりするなどの支援を行っている。 							
就職率55%達成 のための改善 策(C評価・C- 評価・D評価・ D-評価のみ)	<p>訓練最終日に委託事業所・訓練生・中ポツ・県の4者で反省会（振り返り）を行い、事業所からの講評と訓練生の今後の意向等を聞き取りし、引き続き就職支援を行う。</p>							
令和5年度								
目標		実績						
目標管理の指標	訓練実施計画数	訓練受講者数	就職者数	就職率		執行率		
就職率55%以上 (訓練修了後 3ヶ月時点)	30 件	14 人	9 人	69.2%	優良	46.7% 低		
評価	B+	令和7年度訓練計 画数への反映	原則3%減		令和7年度委託費 への反映	CPにより調整		
令和5年度から 令和6年度の見 直し内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「訓練」と「就労」の間を取り持つ「支援」体制の構築が必要であるため、雇用に向けた見学会を実施してもらえる企業を増やし、受講修了者の受入企業を開拓する。 ・訓練開始前に委託先企業への十分な説明を行い、受講者と委託先企業のマッチングの強化に取り組む。 							
就職率55%達成 のための改善 策(C評価・C- 評価・D評価・ D-評価のみ)								



障がい者向け職業訓練のご案内

～障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練～



岩手県では、障がいのある方などの就業を促進するとともに、県内企業の障がい者雇用を後押しするため、職業訓練を実施しています。就労をお考えで、訓練を受講希望の方は気軽にご相談ください。



- ◆ 複数のコースがあり、**自分に合ったコース**を受講することができます。
- ◆ 訓練の受講費用はかかりません（教科書代等、一部負担いただく場合があります）。
- ◆ 就職に関しての**マナー**や**心構え**、**技術等**を学ぶことができ、社会経験が深まります。
- ◆ 労災保険の特別加入の対象となります。
- ◆ 各コースの内容については、以下をご覧ください（コース毎のメリットも記載しています）。

◆ 訓練の対象者

- ・障がいをお持ちの方や、難病を抱えている方で、**障がい者手帳**をお持ちの方、または医師の意見書等をお持ちの方。
- ・ハローワークに**求職申込**を行っており、ハローワークによる受講指示、受講推薦または支援指示を受けた方。

◆ 訓練のコース

① 座学中心コース ~座学を中心とした少人数の訓練~

※募集期間が定められています。（随時決定）

■実施機関（委託先）

社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関、企業など

■訓練期間及び時間

- ・期間：原則3か月以内
- ・時間：1か月あたり80～標準100時間



実施事例（R4～R6）

- ・OA事務・販売科
- ・事務補助科

■メリット

- チームワークの形成など、集団で行動することの大切さを学ぶことができます。
- 訓練生どうしで職業意識を高め合うことが期待できます。

② インターンシップコース ~企業現場を活用した訓練~

※通年、受講者を募集しています。

■実施機関（委託先）

企業など

■訓練期間及び時間

- ・期間：原則3か月以内
- ・時間：1か月あたり60～標準100時間



実施事例（R5、R6）

- ・OAシステム科
- ・工業包装科

■メリット

- 実際の仕事を実習として行うことで、仕事の内容等が自分に合うか確認できます。

③ 学校卒業予定者コース ~学生を対象とした訓練~

※学校からの推薦により、受講者を決定します。

■訓練対象者

10月時点で卒業後の就職先が内定していない学生

※対象者の要件を満たしている者

■実施機関（委託先）

企業など

■訓練期間及び時間

- ・期間：原則3か月以内
- ・時間：1か月あたり60～標準100時間

■メリット

- 実際の仕事を実習として行うことで、卒業・就職の前に自分の適性を知ることができます。



実施事例（R5、R6）

- ・機械組立て科
- ・水産加工科
- ・食品加工科
- ・建設作業補助科

◆ 訓練までの流れ（インターンシップコースの場合）

訓練内容、訓練時間数等の調整や、訓練開始までの手続き等の支援を、県の担当者（障がい者職業訓練コーチ・コーディネーター）が行います。

①問い合わせ

各地域の実施主体（下記参照）や、ご自身が利用している福祉施設までご相談ください。

②打ち合わせ

担当者が企業等と訓練の打ち合わせを行い、訓練実施に向けたマッチングの支援を行います。

③受講の申込

訓練の受講申込をし、ハローワークによる受講指示等を受けるなど、訓練開始に向けた準備をします。

訓練開始

◆ 訓練事例のご紹介

◎OA基礎科（座学中心コース）

- 訓練期間：2か月（うち訓練日は37日間）
- 訓練時間：8時55分～14時50分（休憩60分）
- 訓練内容
 - ・学科（ビジネスマナー、履歴書・職務経歴書の作成、コンピュータやインターネットの仕組み等）
 - ・実技（マウス操作、タイピング、表・ビジネス文書の作成（Word）、グラフ作成・データ抽出（Excel）等）



◎事務補助科（インターンシップコース）

- 訓練期間：1か月（うち訓練日は20日間）
- 訓練時間：10時00分～15時00分（休憩60分）※訓練時間と休憩は日によって変動。
- 訓練内容
 - ・パソコンの入力作業
 - ・書類整理、郵便仕分け、伝票作成等



受講者の声（実施アンケートより）

- ・短期間に多くのスキルが身につき、PC作業に自信がつきました。
- ・良い環境で丁寧にご指導いただき、充実した訓練になりました。

◆ 問い合わせ先（実施主体）

職業能力開発施設	担当地区
県立産業技術短期大学校 矢巾校 〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1 TEL 019-697-9096 fax 019-697-9089	盛岡地区、花巻地区、北上地区、二戸地区
県立産業技術短期大学校 水沢校 〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東広町66-2 TEL 0197-22-4427 fax 0197-22-4431	胆江地区、一関地区、気仙地区
県立宮古高等技術専門校 〒027-0037 宮古市松山第8地割29-3 TEL 0193-62-5606 fax 0193-64-6596	釜石地区、遠野地区、宮古地区、久慈地区

◎訓練の詳細など不明な点は、気軽に問い合わせください。



教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 岩手労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付金の概要

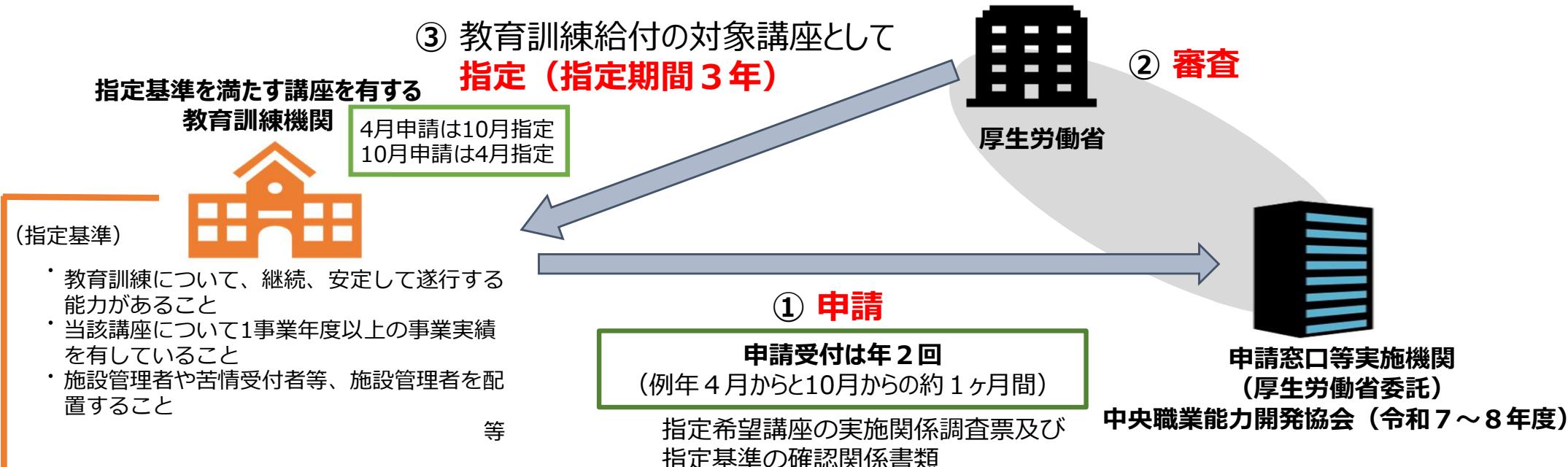
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受講費用の<u>50%</u>（上限年間<u>40万円</u>） (6ヶ月ごとに支給) ・追加給付①: 1年内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の<u>20%</u>（上限年間<u>16万円</u>） ・追加給付②:訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u>（上限年間<u>8万円</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講費用の<u>40%</u>（上限<u>20万円</u>） ・追加給付: 1年内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u>（上限<u>5万円</u>） 	・受講費用の <u>20%</u> （上限 <u>10万円</u> ）
支給要件	<input type="radio"/> 在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 <input type="radio"/> 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合、専門実践教育訓練給付金は <u>2年以上</u> 、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は <u>1年以上</u>)		
講座数	3,300 講座	1,188 講座	12,352 講座
受給者数	37,165人 (初回受給者数)	4,947人	73,766人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程 (R7.4～) ④ 大学等の職業実践力育成プログラム ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程 (ITSSレベル3以上) (※2) ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル (ITSSレベル2) の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定 (技能検定又は団体等検定) の合格を目指す課程 (R7.4～) 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものの民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等

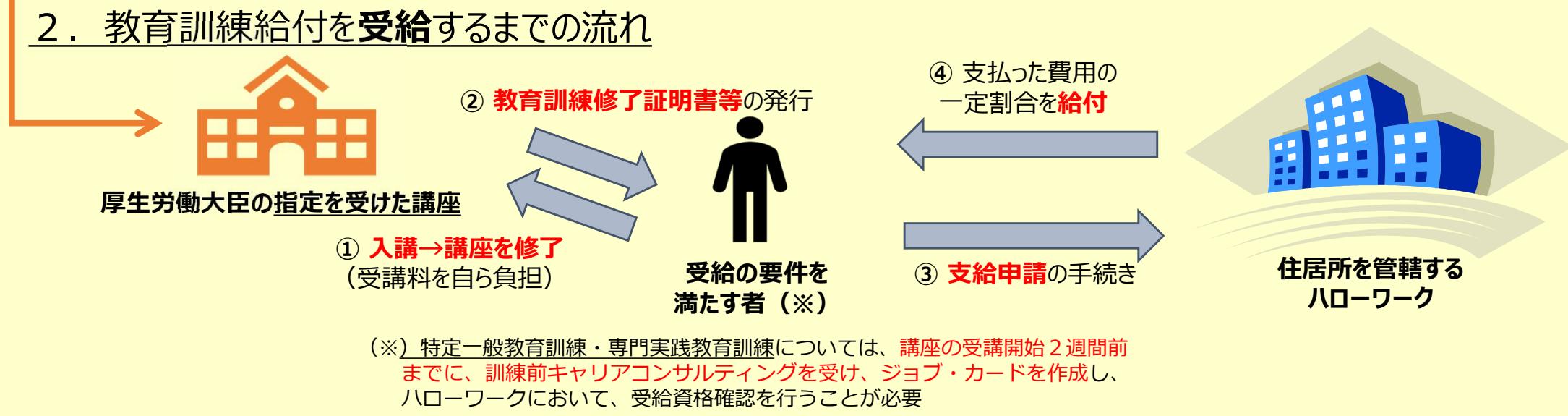
(注) 講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績（速報値）。(※1) 令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。 (※2) 令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・
第二種免許
中型自動車第一種・
第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・
玉掛・小型移動式クレーン・
高所作業車運転・
床上操作式クレーン・
不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル
習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得
を目指す講座
(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目
指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター
能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%[年間上限64万円]
を受講者に支給 (※1)

※1 2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70% (年間上限56万円) を支給

※2 2024年9月までに開講した講座は受講費用の40% (上限20万円) を支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技
能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員

Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

特定一般教育訓練給付金

一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%[上限25万円]
を受講者に支給 (※2)

一般教育訓練給付金

受講費用の20%[上限10万円]
を受講者に支給

医療・社会福祉・ 保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務
者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者
(R) 試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカラリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の 講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、
動物、情報、デザイン、自動車整備、
土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・
家政、医療、経理・簿記、電気・電子、
ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラ
ム（医療、文化教養、商業実務
関係）

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法
科大学院など)

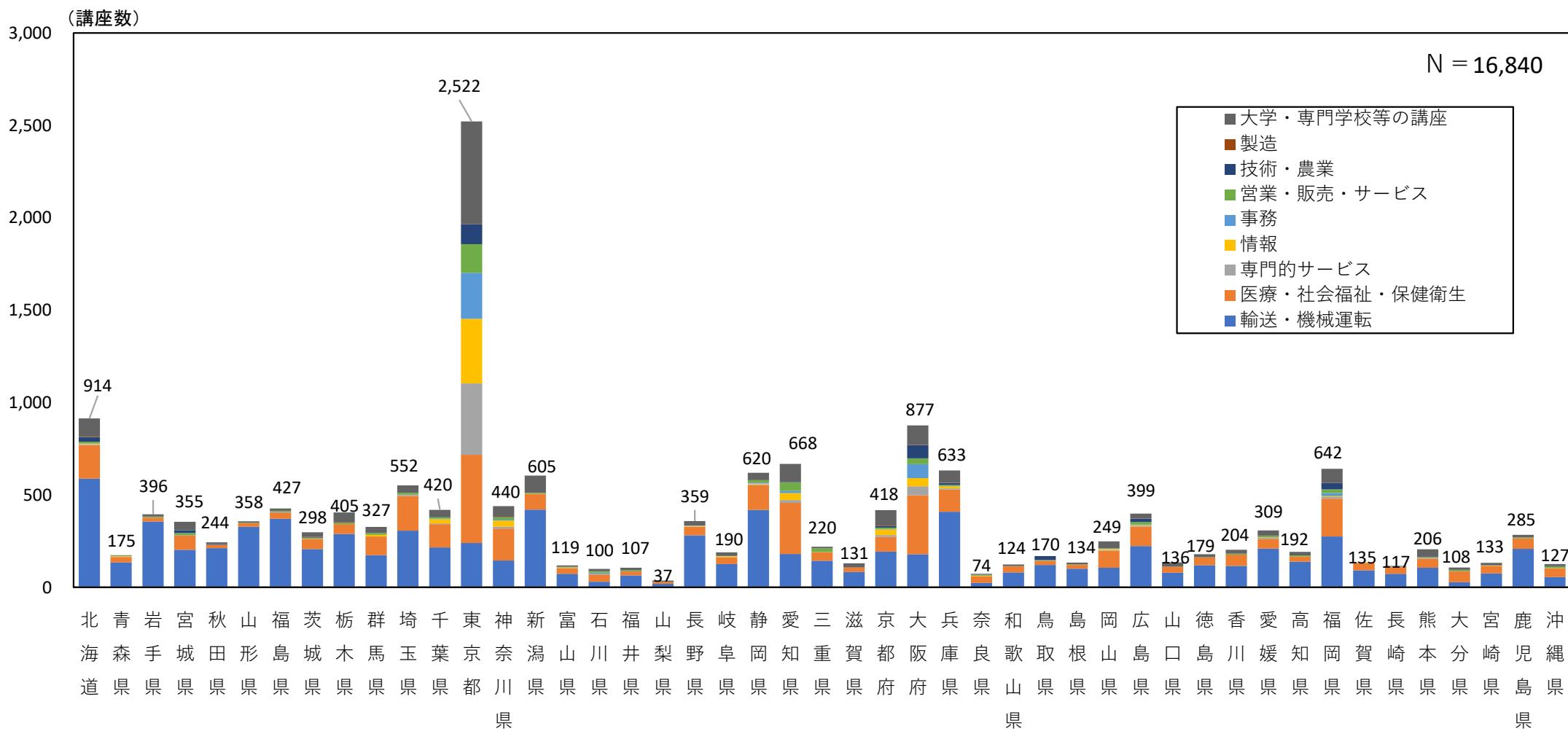
短時間の職業実践力育成
プログラム（人文科学・人文）

短時間のキャリア形成促進
プログラム（文化教養関係）

修士・博士
履修証明
科目等履修生

指定講座の状況（訓練機関の所在地別・分野別）（令和7年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2500講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、愛知県、福岡県の順に多くなっている。
- 分野別にみると「専門的サービス関係」「情報関係」「事務関係」については、指定講座の約5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

岩手県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

(令和7年10月1日時点)

		全国				岩手県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2641	—	205	2436	98	—	5	93
	中型自動車第一種免許	1887	—	110	1777	81	—	0	81
	準中型自動車第一種免許	926	—	61	865	30	—	0	30
	大型特殊自動車免許	704	—	35	669	54	—	2	52
	大型自動車第二種免許	631	—	59	572	28	—	5	23
	フォークリフト運転技能講習	317	—	6	311	13	—	1	12
	けん引免許	387	—	19	368	15	—	0	15
	無人航空機操縦士	299	—	28	271	1	—	0	1
	その他	856	—	48	808	37	—	0	37
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	6	—	6	6	0	—	—	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1332	288	15	1029	4	2	0	2
	介護支援専門員	309	—	254	55	5	—	5	0
	喀痰吸引等研修修了	74	—	24	50	0	—	0	0
	介護職員初任者研修	288	—	79	209	1	—	0	1
	看護師	349	328	0	21	2	2	0	0
	特定行為研修	380	—	131	249	0	—	0	0
	社会福祉士	173	137	6	30	2	2	0	0
	保育士	123	111	2	10	1	1	0	0
	精神保健福祉士	119	96	0	23	2	2	0	0
	歯科衛生士	123	119	0	4	1	1	0	0
	その他	596	452	8	136	1	1	0	0
専門的サービス関係	税理士	202	—	0	202	0	—	0	0
	社会保険労務士試験	110	—	2	108	0	—	0	0
	行政書士	40	—	0	40	0	—	0	0
	その他	174	22	0	152	0	0	0	0

岩手県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

(令和7年10月1日時点)

		全国				岩手県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	-	-	75	0	-	-	0
	CAD利用技術者試験	20	-	-	20	0	-	-	0
	Webクリエイター能力認定試験	45	-	-	45	0	-	-	0
	第四次産業革命スキル習得講座	301	301	-	-	0	0	-	-
	その他	149	13	10	126	0	0	0	0
事務関係	TOEIC	140	-	-	140	0	-	-	0
	簿記検定試験（日商簿記）	67	-	-	67	0	-	-	0
	中国語検定試験	30	-	-	30	0	-	-	0
	「ハングル」能力検定	5	-	-	5	0	-	-	0
	実用フランス語技能検定試験	4	-	-	4	0	-	-	0
	登録日本語教員	31	-	26	5	0	-	0	0
	日本語教員	28	-	-	28	0	-	-	0
	その他	98	-	-	98	0	-	-	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	105	-	4	101	0	-	0	0
	その他	386	317	0	69	6	6	0	0
製造関係	計	31	11	0	20	2	2	0	0
技術・農業関係	建築士	68	1	0	67	0	0	0	0
	建築施工管理技術検定	56	-	0	56	0	-	0	0
	土木施工管理技術検定	50	-	0	50	0	-	0	0
	その他	167	31	3	133	1	1	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	761	-	-	761	4	-	-	4
	キャリア形成促進プログラム	7	6	1	-	0	0	0	-
	職業実践専門課程	688	688	-	-	6	6	-	-
	職業実践力育成プログラム	283	231	52	-	1	1	0	-
	専門職大学院	144	142	-	2	0	0	-	0
	科目等履修生	14	-	-	14	0	-	-	0
	履修証明	35	-	-	35	0	-	-	0
	その他	6	6	0	-	0	0	0	-

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和5年度）

- 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万6千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約16%となっている。
- 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2023年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,209	3,238	392,432	3,697	139,152	25	滋賀県	316	764	104,497	837	27,486
2	青森県	247	683	79,347	665	23,449	26	京都府	723	1,805	293,740	1,535	60,831
3	岩手県	247	641	60,251	923	31,537	27	大阪府	3,056	8,399	1,259,829	5,984	241,852
4	宮城県	432	1,115	167,798	1,304	52,324	28	兵庫県	1,713	4,503	636,234	4,171	135,310
5	秋田県	162	378	37,246	527	13,995	29	奈良県	367	921	122,929	716	28,751
6	山形県	148	376	47,405	656	23,747	30	和歌山県	157	377	40,684	529	19,134
7	福島県	241	681	82,680	937	36,661	31	鳥取県	94	284	39,374	302	9,394
8	茨城県	630	1,895	240,124	1,388	52,258	32	島根県	135	396	50,727	379	11,579
9	栃木県	425	1,146	148,017	1,165	37,965	33	岡山県	381	980	110,327	1,176	44,083
10	群馬県	534	1,574	202,159	1,044	35,954	34	広島県	647	1,978	237,011	1,884	73,878
11	埼玉県	2,338	6,410	1,001,460	4,826	193,010	35	山口県	255	682	68,541	704	24,943
12	千葉県	1,741	4,500	706,378	3,827	161,736	36	徳島県	162	398	43,985	424	14,566
13	東京都	6,523	18,023	3,246,139	11,719	630,069	37	香川県	292	919	126,871	540	18,119
14	神奈川県	3,614	9,095	1,382,070	6,282	279,383	38	愛媛県	384	1,011	109,775	706	27,216
15	新潟県	316	907	127,310	1,575	60,746	39	高知県	128	462	74,905	379	14,416
16	富山県	145	325	35,014	449	14,188	40	福岡県	1,726	4,875	677,182	2,894	119,539
17	石川県	229	553	65,059	518	20,671	41	佐賀県	296	1,136	131,203	370	13,772
18	福井県	176	387	31,251	519	18,163	42	長崎県	268	758	88,021	410	13,490
19	山梨県	136	360	39,447	282	7,034	43	熊本県	405	1,284	156,232	1,027	36,545
20	長野県	395	925	96,534	1,206	37,675	44	大分県	278	816	101,790	454	13,937
21	岐阜県	339	934	126,881	1,083	37,188	45	宮崎県	254	916	109,962	443	13,339
22	静岡県	859	2,056	236,155	2,203	77,941	46	鹿児島県	405	1,176	148,990	767	27,678
23	愛知県	1,873	5,077	759,192	4,832	183,360	47	沖縄県	529	1,626	231,233	538	21,427
24	三重県	394	1,041	127,708	1,131	39,900	全国計		36,324	98,786	14,380,409	79,927	3,217,444

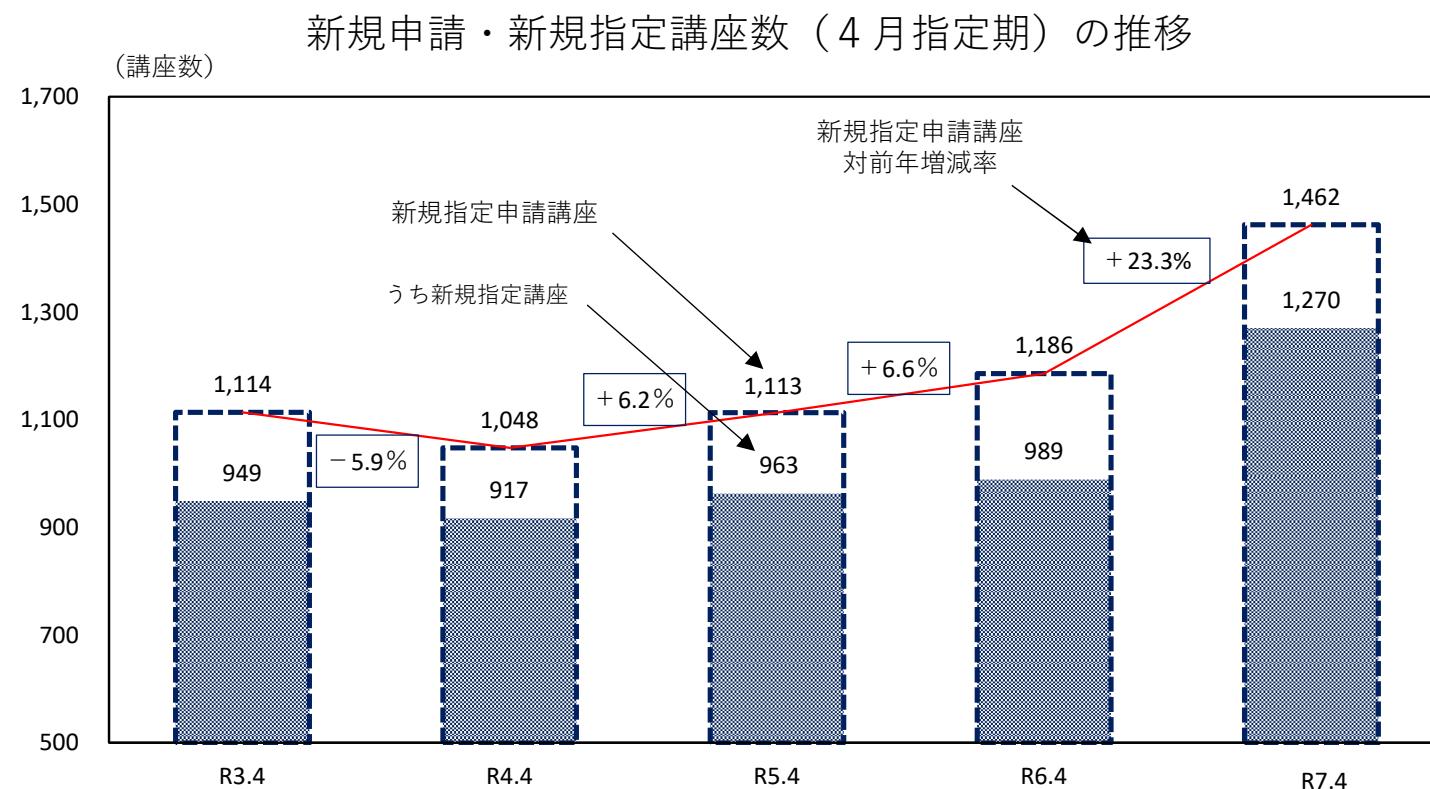
（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2023年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2023年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

(參考資料)

新規指定申請講座数・新規指定講座数の推移

- 令和5年度第2回の地域職業能力開発促進協議会（令和6年2～3月）以降、協議事項に「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を追加。以降、地域職業能力開発促進協議会の議論の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等を対象に指定講座の拡大を図るため、令和6年10月申請期に向けて講座指定申請勧奨や制度周知を実施。
※講座指定申請は年2回（4月及び10月）。10月申請は翌年4月指定、4月申請は10月指定。
- 令和7年4月指定期の新規指定申請講座数及び新規指定講座数を見ると過去5年間で最大となっている。



（指定講座全体数）

	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
指定講座数 (4. 1時点)	14,060	14,562	14,997	15,722	16,577

令和6年10月申請に向けた都道府県労働局及び本省による指定申請勧奨の取組

- 都道府県労働局及び厚生労働省本省において、教育訓練施設や業界団体の訪問や、SNS等を通じ、講座指定申請勧奨を実施

＜都道府県労働局による取組＞

➤ 労働局職員が訪問等により講座指定申請勧奨を行った訓練施設等 ※一部重複あり

・専門学校等 14局

【岩手、秋田、神奈川、石川、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、山口、高知、福岡、佐賀、大分】

・指定自動車教習所 12局

【青森、千葉、山梨、長野、滋賀、奈良、広島、山口、香川、愛媛、福岡、長崎】

・デジタル関係 9局 【岩手、山形、新潟、石川、福井、三重、鳥取、山口、長崎】

・大学関係 9局 【山形、福島、石川、岐阜、静岡、滋賀、高知、佐賀、長崎】

・介護関係 7局 【宮城、山梨、長野、滋賀、山口、徳島、香川】

・看護・医療関係 3局 【青森、秋田、山口】

・無人航空機操縦士（ドローン）3局 【岩手、長野、佐賀】

※その他にハロートレーニング実施施設、日本語教員養成機関、技能講習関係 等

➤ その他

・労働局に来訪する教育訓練施設等への制度周知

・地域協議会構成員を通じた制度周知

・経営者団体を通じた制度周知

・労働局のHPやSNSによる制度周知

＜厚生労働省本省による取組＞

➤ 業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

・指定自動車教習所（約1,300校）

・（建設車両関係）登録教習機関（約200機関）

・デジタル等各種資格認定団体（約30団体）

・介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）

・無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関（約700校）

＜国交省と連携＞

・大学等（約1,200校）

＜文科省と連携＞

等

➤ 関係省庁や業界団体主催の会議等

・大学等向けリカレント教育説明会（約300校）

＜文科省と連携＞

・マナビDX講座提供事業者情報共有会（75機関※参加申込）

＜経産省と連携＞

・日本語教員養成機関向け説明会（約550機関）

＜文科省と連携＞

・（一社）全国産業人能力開発団体連合会説明会（30機関）等

➤ その他

講座指定のメリットを強調したリーフレットや、申請手続や申請書記載のイメージ動画等を活用し、SNS等による周知広報を令和6年8～9月にかけて集中的に実施（参考：X閲覧数約10万件 ※令和6年9月3日時点）

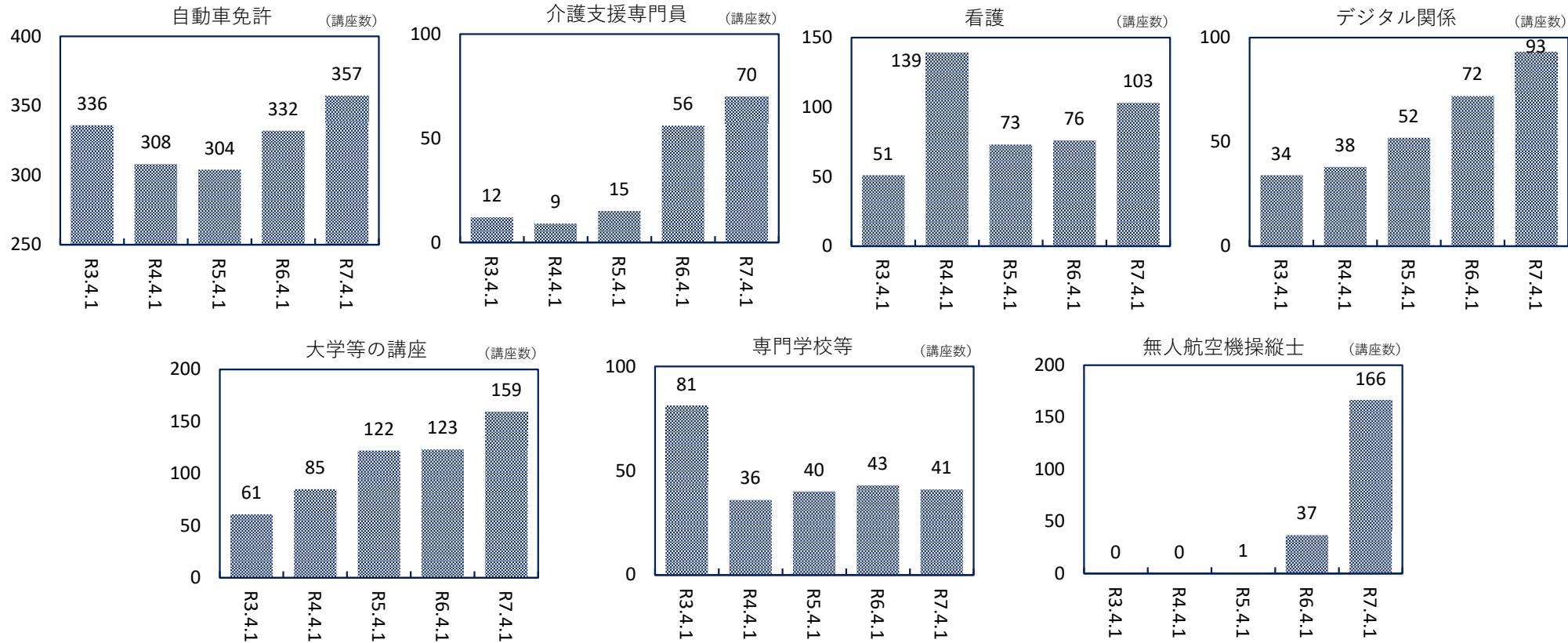
地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組と成果

都道府県労働局における講座指定申請勧奨の取組と成果（例）

労働局	成果のあつた分野	労働局の取組	令和7年4月指定期における取組の成果
広島	自動車教習所	労働局職員が広島県指定自動車学校協会を訪問し、教育訓練給付金制度と県内自動車教習所の講座指定状況の説明及び傘下会員の自動車教習所への講座指定申請勧奨の依頼を実施。また、県内自動車教習所3校を訪問の上、制度説明を及び講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定講座が一部の教習講習のみであった2校 ⇒ うち1校は<u>特定一般教育訓練で5講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。もう一校は、<u>一般教育訓練で7講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。 ・指定講座が無かった1校 ⇒ 今後の講座指定申請を検討。
山口	専門学校	教育訓練給付金の講座指定を受けている講座が「運輸・機械運転」関連に偏っている状況を踏まえ、労働局職員が教育訓練給付金の講座指定を受けたことがない専門学校2校（IT・医療事務関係、リハビリテーション関係）を訪問し、制度説明及び講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"> ・IT・医療事務関係の専門学校 ⇒ <u>専門実践教育訓練で3講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。 ・リハビリテーション関係の専門学校 ⇒ <u>専門実践教育訓練で3講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。
高知	大学院	労使団体から、各種職業資格や短大卒業資格の取得を訓練目標とする講座の拡大要望があったことを受け、労働局から県内大学・短大・高等専門学校及び専修学校（全28校）に対して、リーフレット及び講座指定申請手続案内を同封した事務連絡文書による講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"> ・高知大学大学院の「ヘルスケアイノベーションコース」が<u>職業実践力育成プログラムの認定を受けるとともに、専門実践教育訓練で講座指定申請を行い新規指定</u>された。
佐賀	無人航空機操縦士	ドローン講習は、遠隔地への物資の輸送、ダム等山奥での建設物の測量、農薬散布など潜在的ニーズが見込めるのではないかという発言があったことを受け、労働局から無人航空機操縦士の教習機関5校に対してリーフレット送付による制度周知、講座指定申請勧奨を実施（R 6.9）	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機操縦士の教習機関のうち1機関 ⇒ <u>一般教育訓練で2講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。
長崎	自動車教習所	安定期長、訓練課長が長崎県指定自動車学校協会を訪問し、制度周知のリーフレット及び自動車教習所の教習の種別毎の講座指定状況を示しながら、制度説明及び加盟教習所への周知依頼を実施（R 6.7） ※本依頼を受け、同協会は県南地域、県北地域で開催した校長会議で制度周知を実施。	<p>自動車教習所 ⇒ <u>特定一般教育訓練で12講座、一般教育訓練で1講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。</p>

指定申請勧奨に取り組んだ主な分野に係る指定講座の状況（令和7年4月1日時点）

- 都道府県労働局及び厚生労働省本省が講座指定申請勧奨に取り組んだ主な分野について、各年度4月1日付けの新規指定講座数をみると、令和6年4月1日から令和7年4月1日にかけ、大半の分野や勧奨先において、増加する結果となった。



(各分野指定講座全体数)

	自動車免許	介護支援専門員	看護関係	デジタル	大学等	専門学校等	無人航空機操縦士
指定講座数 (R 7. 4. 1 時点)	7,601	260	749	558	1,085	690	253

公的職業訓練効果検証ワーキンググループによる改善促進策(案)

〈令和7年度第1回 岩手県地域職業能力開発促進協議会資料〉



令和7年11月19日（水）

厚生労働省

岩手労働局職業安定部訓練課

「デジタル分野」の選定理由

- 「岩手県DX推進計画」において「職業能力開発の充実により、産業分野において企業が求めるＩＴ人材を確保する」ことを目標として掲げているが、全国的に当該分野の訓練は「応募倍率が高く就職率が低い」分野となっていることから、当該分野の訓練カリキュラムが県内産業界のニーズに適しているか検証する必要があるため。

情報収集（ヒアリング）実施状況

- ◎ ヒアリング実施時期 令和7年6月～10月
- ◎ ヒアリング実施者 岩手労働局、岩手県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部、盛岡公共職業安定所
- ◎ ヒアリング先 職業訓練実施機関、職業訓練受講者採用企業、職業訓練修了者、ＩＴデジタル関連事業所からヒアリングを実施

ヒアリング実施結果概要【職業訓練実施機関】①

訓練実施にあたって工夫している点

- 実施機関である弊社がH P制作会社でもあり、現場で必要なスキルを熟知していることを生かし、W e b制作の現場で必要となる基本のコーティングスキルを身につけ、再就職した際、すぐに活躍できるようカリキュラム内容と構成に配慮。また、言語は常に改定更新されるため、H T M L 5廃止等の受講者からの不安の声にも理解していただけるよう速やかに回答解説し、適切な訓練運営に努めている。さらに、就職の際に必要となるポートフォリオ制作にも力を入れて実習を組んでおり、より採用に近く制作物を目標に取り組んでいる。知識として必要となるI T ・D X ・デジタルリテラシーについては、訓練の早い段階で理解していただけるよう配慮。
- 特にW e bクリエイター認定試験エキスパートに合格するためのテキストと問題集を吟味し、常に見直しをかけながらセレクト。
- 授業中に理解できなかった部分を次の日に繰り返すことのないよう、受講者からの質問を授業中に定期的に募り回答。6時限目にその日の総復習も実施。
- 受講者募集期間内に訓練説明会を実施し、訓練受講申込前に訓練の概要、目的等が詳細に伝わるような内容でプレゼンテーションをしています。これで受講申込者にも心の準備をしていただきます。本当は受講申込者全員に参加していただきたいのですが、現状では7割程度の参加です。
- 訓練コース名や募集チラシのデザインと内容を工夫し「私もやれそう！楽しくやれそう！」というイメージで伝わるようにしています。
- 入校時の最初から受講者同士のコミュニケーションづくりの細かな工夫をしています。例えば、来校して席に着いたらお互いの名前が一目でわかるように、すぐネームプレートを書いて着けていただきますが、カラーペンの用意の仕方等で自然に会話が生まれるようにしています。
- 入校時のオリエンテーションでは訓練受講にあたっての留意事項や団体訓練の素晴らしい効果、訓練内容、スケジュール、施設設備、利用ルール等の細かな説明をしています。団体受講や施設設備や環境面では不便なことや思い通りにならないこともありますを話し、お詫びもしながらご協力をお願いしています。ただし、「より良い訓練にするためにできることは工夫をしていますので、気づいたことは言ってください」とお話ししています。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練実施機関】②

訓練実施にあたって工夫している点

- 訓練中はクラス内でグループを作り、掃除当番や休憩ごとの換気、週末に1週間の取組姿勢について振り返る話し合いなどを行います。柔軟なコミュニケーションを図れるよう、また、就職するにあたって組織の中で行動することを想定した訓練として、いろいろなグループ活動を設定しています。（グループはA社、B社、C社・・・、役職は部長、次長、課長、係長、主任・・・）
- 訓練2日目には過去の経験の棚卸しである自己理解のワークと仲間理解のワーク（受講者の中でお互いのことについて聞き取りを実施し、その情報をクラスのプロフィール表を作成し共有）等を実施して、クラス全体の連帯感、信頼感、安心感づくりをしています。

訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況

- 訓練実施期間中に3回以上実施。第1回目はある程度訓練を体験した訓練開始1か月目を目途に実施。
- キャリアコンサルティングの際に得た受講者の情報を、受講者の同意・希望を確認の上受講者の抱える問題点や特徴を事務局・講師と共有し、受講者が訓練をスムーズに受講できるよう配慮。
- 希望者には訓練終了後も継続して在籍時同様の就職相談、希望職種への求人情報の提供を実施。
- 通常1回15分から30分を目途に実施しているが、希望者には別に時間を設け1時間を目途に相談を受けている。必要によってはリファーを想定し問題解決や採用へ向けて支援を実施している。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練実施機関】③

訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況

- 訓練開講最初の3日間で訓練受講者全体の動機づけをして、全員そろって元気にスタートできる状態を作り上げます。
- 訓練開始1週間程度「訓練生活への適応」新しい環境に適応できているか？悩みや不安・困っていること等はないか？早い時期に各受講者の様子を把握し適切に対応・指導・支援しています。
- 1か月目「課題と目標の明確化」（キャリアコンサルティング1回目）これまでの職務経歴のなかで学んだこと、得られた知識・技能などの自己理解を深め、受講者の課題と目標を明確にします。訓練後の就職活動に向けて、どのような技能・知識が必要かを整理することで、訓練受講に向けての意欲喚起につなげます。
- 2か月目「習得状況の確認と就職活動の準備」（キャリアコンサルティング2回目）パソコンの訓練が進んできたところで、これまでの訓練から学んだことを整理し、習得が不十分な場合はその原因について考え、習得に向けて取り組むべきことを明確にします。また、改めて今後の就職活動に関する目標の明確化や職種等の絞り込みを支援します。
- 3か月目「就職活動への支援」（キャリアコンサルティング3回目）受講者の就職経験や訓練から得た強み、訓練への取組姿勢、就業に向けた意欲等を確認し、受講者に就職活動にあたってのアピールポイントを気付かせ、就職活動への実践的な支援を行います。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練実施機関】④

訓練実施にあたっての国への要望、改善してほしい点

- 申請様式の講師要件添付書類について、年齢を経て高いスキルを持つ講師ほど過去の職務証明を以前の勤務先に依頼することが困難であり、実際に求職者支援訓練で現役講師を務めている履歴が含まれないという部分の見直し検討を要望。
- 申請の締切から認定までの期間により、不選定だった場合に次月の申請に間に合わないため、次月の申請期間に間に合うような日程調整を要望。
- 物価高騰により、一人当たりの基本奨励金・付加奨励金の増額を要望。
- 訓練の実施継続と質の維持、さらに充実させるために、物価高騰や賃上げ等の世の中の状況にあった委託料（訓練実施経費）の引き上げをお願いしたいです。
- 就職支援経費の就職状況の規定（雇用期間4か月以上及び就職率80%以上）について見直しをお願いしたいです。【求職者支援訓練の付加奨励金の規定（雇用保険適用、就職率60%以上、65歳以上の者は除く）】
- 障害をお持ちの受講者も増加していますが、受講継続ができず途中退校するケースも多いです。障害者訓練であれば対応できるのではと思っていますが、現在の委託料（訓練実施経費）で試算すると実施することは難しく手が出せません。
- 全体で成果の出る訓練を実施するために、関係機関の連絡会議や情報交換会、研修会、勉強会等を開催して全体での連携・協力が必要だと思います。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練実施機関】⑤

どのような就職支援を行っているか（就職率が良好な要因）

- 早い段階（訓練2か月目を目指す）で応募書類の作成を促し、希望者には添削を実施。第1段階である書類通過を目指します。第2段階として実際に応募し面接に進んだ場合、受講者が希望すれば模擬面接を実施し、注意点の洗い出しを行い卒業後すぐの採用を目指している。
- 卒業生が実際に就職先となっている複数の人材派遣会社と連携し、求人情報提供などを実施。
- 訓練開始1か月後を目安に関係職種にかかる講師を招き「職業人講話」を実施。働くことについて受講者がイメージしてもらうことを目的とし、より採用に近づくノウハウを習得できるよう配慮。希望者にはワークの資料だけではなく、講師の授業中に使用したパワーポイント資料を配布し、より理解を深めてもらえるよう配慮（資料配布は講師快諾済み）。
- 最近の傾向として、Web制作の技能を習得するとフリーランスとしてすぐ活躍できると考える受講者が多いため、しっかりフリーランスのメリット・デメリットを解説し、理解いただけるよう取り組みを実施し就職を促す。
- ほとんどの受講者がハローワークの求人情報だけに頼っている現状があり、当校ではほかの求人サイトの利用法と検索の仕方、検索の際の留意点などを詳しく解説することで、よりご自身にマッチングする企業へ応募できるよう支援。
- 就職関連の情報が詰まっているハローワークインターネットサービスのサイトを求人検索にだけ利用している受講者が多いため、活用法を詳しく解説することでより就職活動を円滑に進めていただけるよう支援。
- 地元企業との連携を深め、企業の求めている人材像や求人情報提供など様々な施策に取り組み支援している。
- 実習先の職員から実習に来た受講生の就職が決まったか問い合わせが来ることがある。
- 26年間の委託訓練実施実績に基づく独自ノウハウにより、①訓練目標と②仕上がり像を実現するカリキュラムです。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練実施機関】⑥

どのような就職支援を行っているか（就職率が良好な要因）

- 受講者を良い再就職へと着実に導くためには、訓練期間中のジョブカードを活用したキャリアコンサルティングや講話、関連職種の情報提供など受講者の課題や目標に合わせたきめ細かな支援を行い、自己理解・職業理解・就職活動の準備を整え、主体的な就職活動を促進することが大切と考えています。
- 就職支援等が適切な時期に確実に実施できるよう、受講者にも訓練初日と2日目には「就職支援の実施詳細（内容とスケジュール）」を提示し、受講者が就職支援の内容を理解し、スムーズに就職活動を行えるようにしています。
- 決められた支援日以外の日でも隨時応募書類（履歴書・職務経歴書）の添削、相談を行い、良い就職ができるような応援態勢で対応しています。
- 直接雇用の有資格者（国家資格キャリアコンサルタント取得及び職業訓練サービスガイドライン研修受講者5名）が責任を持って支援しています。
- 「面接練習等支援」は、訓練期間中に5回実施しています。受講者は交替で面接官役も担当し、採用側（事業所側）の都合や考え方・気持ちも理解できるようにしています。
- グループワークの実施では、応募書類に作成に当たり調書や自己アピールできることの気付きや中途採用で応募するに当たり求められることについて、考える機会や意識付けができるように設定しています。
- 毎日の朝礼で当番制スピーチを実施しています。自分の考え方や気持ちを話すことの練習と他の人の話を聞く練習ですが、お互いに良い刺激を受けあいます。
- 訓練受講中に就職が決まった受講者にはクラスの皆さんへお知らせするスピーチをしていただいています。
- クラス内のリーダー（社長）を決め、クラスで団結し、就職にあたっての行動目標や意識付けを明確にしています。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練実施機関】⑦

どのような就職支援を行っているか（就職率が良好な要因）

- 訓練修了後も応募書類作成のフォロー、印刷対応をしています。
- 訓練修了後3か月間、週1回金曜日に就職活動状況をメールで報告をもらい、修了後もやり取りができるようにしています。メールでのやり取りは訓練期間中から習慣づけて行っています。
- 訓練修了後に就職相談会（全2回）を実施して、未就職者と個別面談を行い一人ひとりに合った支援をしています。
- 担当講師は直接雇用の正社員で、実務経験・指導経験を有し、訓練受講者一人ひとりの早期就職の実現まで責任を持って指導しています。
- ハローワークより配布される求人情報を受講者へ毎日メール配信しています（修了後は電話やメールでの随時提供）。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練受講者採用企業】

訓練により得られたスキル、技能等のうち採用後に役立っているもの

- 企画・実施する各種セミナーの周知用チラシの作成業務。
- ビジネスマナーなどの基礎が身についているので安心して業務を任せられる。

訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル・技能等

- 関数スキル
- パソコンの基礎知識などを学ぶことにより、実際に関わるうえでハードルが下がり業務に生かせると考えている。

訓練修了生の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定。）。

- PC全般のスキル・スピード
- 採用したい分野についてより専門的な知識を学んでいくことにより本人がやる気になって業務に取り組めると感じています。

採用する際、重視している事項

- 経験やスキルに合わせて人柄やコミュニケーション能力の高さなどを重視している。
- 技能、能力と同等以上に職場での協調性と性格。

ヒアリング実施結果概要【職業訓練修了者】

訓練を受講して感じたこと、学んでおいた方が良かったことなど

- パソコン操作、表計算などしっかり学べて今も役立っています。役立つ書類の部分では「差し込み」などもう少ししっかり学んでおいたほうが良かったと感じました。
- 今の仕事内容にはとても役立っているとは言えませんが、時折、業務において学んだことが生かされることもあります。
- 今の業務で使うことはないですが、時代的にChatGpt等教えてもらうとよいです。
- 私にとっては諦めていた夢を追いかけるきっかけになりました。そして、大人になってもこんなにがむしゃらに突っ走れるんだと感じました。

訓練内容が就職後役に立ったか？

- 受講した職業訓練の科目ごとに5段階の評価を記載してもらう。
①とても役立っている、②まあ役立っている、③役立っている、④あまり役立っていない、⑤ほぼ役立っていない

「学科」に関しては③役立っている、④あまり役立っていない、⑤ほぼ役立っていないが多く、目立った効果は確認できなかった。「実技」に関しては、「パソコン操作実習」、「インターネット活用実習」、「文書作成実習」、「表計算実習」において①とても役立っているの評価があり、再就職先の業務に活用されていることが確認できた。

ヒアリング実施結果概要【求人提出 I T・デジタル企業】①

事業所訪問時に聴取した内容

- 知り合いの若年者を採用。パソコンはできるが言語など専門知識がなく、お願いできる仕事がなかった。
- 既存の顧客の焼き直しなどが多いため、C O B O L のように今の若い人が学んできている言語ではないもので対応するものも多い。
- 現在の求人が「システムエンジニア・プログラマー・W e b デザイナー」になっているのは、最近はスペシャリストというよりジェネラリストの傾向であるため。
- 入社に必要な資格は特になし。採用後に I T パスポートを奨励しているが必須ではない。
- 求める人物像は、興味に貪欲で広げていけたり、得意分野を深堀できるような性格の方。特にどの言語ということはない。
- 一般事務からエンジニアへのキャリアパスも2名実績あり。
- 現在は繁忙期であり丁寧に育てていくというよりは即戦力を求めている（繁忙期は時期が決まっているものではなく受注の状況などによる）余裕があるときは未経験者の採用も行っている。
- 実際行われている訓練コースの内容ではソフト開発会社では厳しい。
- 以前はH P 作成会社等の地元企業がたくさんあったが、現在はほとんどなくなった。
- W e b デザインの職種は人の出入りが少なく欠員が出にくい。

ヒアリング実施結果概要【求人提出 I T ・ デジタル企業】②

事業所訪問時に聴取した内容

- 経験があれば一番良いが、基礎知識があり「人間性や仕事に取り組む意欲」があれば選考につながる可能性が高い。
- 指導に当たっては本社で3か月程度のカリキュラムを通して独自スキームにより研修と実務を繰り返し実践指導している。未経験採用でも特段支障がない。
- 言語はV B, C #, J A V A のいずれかを学んでいればよい。
- 広告代理店等紙媒体のデザインであれば採用の可能性があるが、業界自体が縮小傾向。
- 他県の支店で訓練修了生の採用実績あり。採用した方はとても評価が高いとのこと。
- 現在出している求人は5～10年後を見通してよい人材がいればというので、訓練生の受け入れは正直難しく、経験者採用となっている。
- 正社員と派遣社員で構成されており、最近、東京からUターンの50代ハイスペックのエンジニア採用あり。
- 年齢層はバラエティ豊か。新卒の場合はアルバイト経験などを重視しており、接客経験があればコミュニケーション能力などから営業などにも適性あり。
- 岩手県のDXは二分化しており、「DXを知らない事業所」と「DXに取り組んでいる事業所」があるという認識。
- 社内でリスクリキングを進めたいが、繁忙からその時間を確保できないという課題が日本のリスクリキングの普及を妨げている。

ヒアリング実施結果概要【求人提出 I T・デジタル企業】③

事業所訪問時に聴取した内容

- I T分野の訓練カリキュラムを見ていたいところ、100時間程度プログラムを学んでいることから、ぜひこのようなベースのある方を採用したいとの回答あり。未経験者の場合、採用してから適性がないとなることもあるが、100時間程度履修していれば自己判断が可能。1つでもプログラム言語を覚えていれば多言語は習得できると考えている。
- 業務が増加するときは採用意欲が高まるが、波があり、現在は谷である。昨年は5名採用実績あり。前職が消防士という方もある。試用期間は半年～1年程度。
- リモートワークは、案件の兼ね合いもあり完全リモートの場合は雇用維持が難しい。体調不良、育児・介護の場合は都度柔軟に対応している。
- 最近の傾向として育児・介護と仕事の両立のためにリモートワークでの就労を希望する女性がWebデザイナーを希望していくが、岩手の場合未経験者にはまだまだ厳しい状況である。
- 高いコミュニケーション能力は必要としているが、社内外でスムーズにやりとりできることは必要。
- DXは首都圏と比べて進んでいないが、理由の一つとして社内の風土として経営陣が高齢でデジタル化や改革を好まないなどあり。

令和8年度 委託訓練（公共職業訓練） 実施計画策定方針（案）

R 7. 10. 29

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 労働担当

令和8年度の委託訓練（公共職業訓練）の実施計画策定方針について、第11次岩手県職業能力開発計画（令和4年3月策定）、本県の雇用情勢及び厚生労働省の令和8年度委託訓練（公共職業訓練）訓練規模の目安数及び概算要求の内容を踏まえ、以下のとおりとする。

I 第11次岩手県職業能力開発計画に基づく基本方針

1 産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業訓練の推進

(1) IT人材の育成強化

IT等のデジタル技術を活用した課題解決・業務効率化や他の業務領域との協力・連携を行えるデジタル推進人材が不足しており、こうした育成を図るため、ITや新たな技術を活用した職業能力開発等の推進を図る。

① IT分野における委託訓練の拡充

委託訓練において、広くITを活用できる人材を育成するためIT分野における訓練コースの拡充を行うとともに、IT活用スキルや業務に必要なデジタルリテラシー等の習得に資する訓練を組み込んだ訓練コースの設定を行う。

② 高度IT人材の育成

ITS Sレベルの資格取得を目指す訓練コースを開設し、IT人材やデジタル人材の育成を図る。

(2) ITや新たな技術を活用した職業能力開発等の推進

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付けデジタル技術を利活用できるようにすることが重要とされているところであり、IT分野以外の訓練コースにおいても、訓練分野の特性に応じたDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを設定する。また、訓練受講者の利便性や職業能力開発の効果を高める観点から、オンライン訓練等を積極的に取り入れながら職業訓練を進めていく。

(3) 人手不足分野における訓練の充実

将来不足するIT人材、デジタル推進人材分野の訓練拡大と人手不足が顕著な分野の訓練を実施する。

① IT分野における職業訓練の受講機会の充実によるIT人材、デジタル推進人材の確保

② 人手不足が顕著な介護及び建設分野の訓練の実施

2 全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進

(1) 非正規雇用労働者の職業能力開発

離職した非正規労働者等の就職を促進するため、求職者のニーズを踏まえた訓練コースの設定を行う。

(2) 女性の職業能力開発

出産・育児・介護のために長期間離職した女性や就業経験が少ない母子家庭の母等は、十分な職業能力の形成の機会に恵まれていない場合が多いことから、就業相談を通じて、一人ひとりの状況に応じた適切な情報を提供するほか、企業の求人状況を踏まえながら、再就職に結びつく職業能力開発の機会を提供する。

① 介護、医療、IT分野での訓練コースの設定、託児サービス付き訓練コースの設定

介護、医療、IT分野等の女性が活躍している分野での訓練コースを設定するほか、子育て中の女性が受講しやすくなるよう、託児サービス付きの訓練コースを設定する。

② 母子家庭の母等への就業支援等の実施

母子家庭の母等に対して、雇用ニーズに合致した委託訓練を実施することにより、母子家庭の母等の自立支援を図る。

3 地域レベルのコンソーシアムによる訓練の開発・検証等

岩手県地域職業能力開発促進協議会において、訓練の効果検証等の結果を踏まえた地域の企業・事業主団体が求める新たな知識・能力を訓練に盛り込んだ職業訓練の開発又は既存の職業訓練の見直しを行う。

II 県内の雇用情勢

県内経済が持ち直しつつあり、雇用情勢も持ち直しつつあることから、有効求人倍率は概ね横ばいとなっている。また、有効求職者数（ハローワークに登録して仕事を探している人の数）については、2万人余りとなっており、大きな変動はない。

なお、保育、介護、建設、宿泊・飲食等の分野における人手不足は依然として解消しておらず、これらの分野への再就職を引き続き支援する必要等があることから、直近の訓練実績及び地域の訓練ニーズを踏まえた上で、訓練実施計画を策定していく必要がある。

III 募集定員

1 訓練規模の目安数

令和8年度については、令和7年8月25日付で岩手労働局から前年度からの繰越を含まない訓練規模の目安数として、前年度比399名減(25.7%減)の1,156名が示された。長期訓練枠は前年度から2名減の49名、短期訓練枠は1,107名である。うち、デジタル分野の目安数は334名と示され、前年度比18名の減となっているが、目安数に占める割

合は増加している。

IV 訓練コース設定の考え方について

訓練実施計画については、第11次岩手県職業能力開発計画（令和4年3月策定及び本県の雇用情勢を踏まえ、労働局、各公共職業安定所及び県立職業能力開発施設等との意見交換を行い、次のとおりとしたところであり、岩手県地域職業能力開発促進協議会に対し意見を求め決定するもの。

1 離職者等再就職訓練について

- (1) 地域の実情を踏まえて、ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているもの。）の取得を目指す訓練コース、DX推進スキル標準対応コース及びWEBデザイン等のデジタル資格取得を目指すコースを設定し、カリキュラムにデジタル職場実習を組み込むコースの設定を推奨する。
- (2) 育児・介護等により訓練期間又は訓練時間に配慮が必要な離職者等に対し、令和7年度と同様に、訓練期間を2か月とした訓練を通年で実施する。
- (3) 子育て中の女性の再就職を支援するため、託児サービス付きコースを限定せず、託児サービスを提供できる訓練受託希望者が受託したコースを託児サービス付きコースとする。
なお、託児サービス普及のため、託児サービスの提供を企画提案審査における評価の加点項目とするなどのメリット措置を講じる。
- (4) 母子家庭の母等の職業的自立促進コースについては、令和7年度と同様に、母子家庭の母等の職業的自立促進コースの単独実施は行わず、離職者等再就職訓練と統合した「母子家庭の母等の職業的自立促進コース併用型」として設定する。
- (5) これまで職業能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、企業が求める国家資格の取得を目指す長期（2年）の訓練コース（長期高度人材育成コース）を設定し、高い可能性で正社員就職に導くことができる訓練を実施する。
- (6) 岩手県地域職業能力開発促進協議会における訓練の効果検証等の結果を踏まえ、地域職業能力開発促進協議会において協議のうえ、地域の企業・事業主団体が求める知識・能力を職業訓練に盛り込むなど、新たに開発した職業訓練コース又は既存の職業訓練カリキュラムを見直した職業訓練コース（地域職業能力開発促進協議会による職業訓練の開発実施コース）を活用した訓練コースの設定について検討する。
- (7) 職業安定所等の求人・求職情報による職業訓練ニーズ及び各事業主団体等へのヒアリング等を勘案し、訓練期間を2か月に設定した訓練を実施する。
- (8) 建設分野における人材を確保するため、「総合オペレーション科」等の総合的な建設

系の訓練を実施する。

- (9) 訓練受講者の高齢化が進んでいることに伴い、訓練内容の習得についても個人差が著明となっている。また、業種を問わず就業先においてもデジタルスキルが求められている状況を鑑み、デジタルスキルの習得等を希望する概ね 60 歳以上の者に対する「高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース」の訓練を実施する。

IV 訓練の実施時期

令和 7 年度の実施時期を参考とし、各地区での実施時期を決定するものとする。

原則として隣接する地区等で同様の訓練が重ならないように調整の上設定するものとする。

また、国においても「求職者支援訓練」を実施していることから、令和 7 年度と同様に岩手労働局とも実施計画について事前に協議することにより、同時期に地区内又は隣接する地区で同様の訓練が設定されないよう調整する。

なお、訓練期間が年度を跨ぐコース及び資格取得試験等の時期により、修了時期を考慮すべきコースについては、令和 8 年度も同様にコースを設定する。

V 令和 7・8 年度委託訓練実施計画

令和 8 年度の委託訓練実施計画については、以下のとおりとする。(R 7.10 月時点)

- 離職者等再就職訓練 114 コース 1,189 名 (R 7 : 136 コース 1,513 名)
- 母子家庭の母等の職業的自立促進コース (R 8 : 4 コース)
 - ※ 離職者等再就職訓練と併用
 - e ラーニング 計画なし (R 7 : 4 コース 61 名)
 - 長期高度人材育成コース R 8 入校 19 コース 49 名、R 7 入校 14 コース 33 名
 - 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース 1 コース 15 名 (R 7 : 15 名)

合計 114 コース 1,189 名 (R 7 計画 : 141 コース 1,589 名)

※ 年度跨ぎの訓練コースを含む

令和8年度施設内訓練実施計画（案）について

【岩手職業能力開発促進センター】

1. 令和8年度施設内訓練実施計画について

(1) 令和8年度施設内訓練の策定について

施設内訓練計画の策定に当たって、以下の項目についてニーズ調査等を実施した。

(1) 事業所のヒアリング等による人材ニーズ調査

訓練科ごとに関連する事業所を訪問（電話による聞き取り含む。）し、採用時に求める職業能力、OJT では習得し難い職業能力についてヒアリング調査を実施した。調査数の内訳は機械・金属加工関連企業 10 社、電気・電子関連企業 10 社、居住・環境関連企業 10 社、その他 13 社の計 43 社。

(2) 求人状況・求職状況

各訓練科に関連する職種ごとの求人数について調査を行った。具体的には、施設から概ね 40km 圏内の公共職業安定所（盛岡、花巻、北上、水沢）の職業別求人・求職状況報告を集計した。

(3) 産業ニーズ

訓練科および訓練内容の設定にあたっては、施設から概ね 40km 圏内における市町村（盛岡市、花巻市、遠野市、北上市、奥州市、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町）地域の当該訓練科等の関連事業所数および就業者数について調査を行った。

(4) 民間教育訓練機関等との競合

県立産業技術短大、県内認定訓練施設、民間能力開発事業所等の訓練内容について、電話による聞き取り、資料やホームページ等により調査した。

(2) 令和8年度離職者訓練実施計画について

ニーズ調査および令和7年度までの経過から、以下のように設定した。

(1) ものづくり訓練に限定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が施設内訓練として実施する訓練科は、平成 21 年度より「ものづくり」に限定することとなっている。

② 訓練コースと定員

実施する訓練科は、産業ニーズ等を考慮し一部カリキュラムの変更などを検討のうえ、昨年度と同様に以下の7科を予定している。

1. テクニカルオペレーション科（募集科名：CAD/NC オペレーション科）
2. 金属加工科
3. 電気設備技術科（募集科名：電気設備施工科）
4. 生産システム技術科
5. ビル管理技術科
6. 住宅施工技術科（募集科名：建築 CAD 施工科）
7. 橋渡し訓練（募集名：ものづくり導入訓練）

※訓練期間は1か月であり、その後に続く訓練（6か月）や就職に必要な能力の向上を図るもの

※1か月の訓練終了後、「金属加工科」「電気設備技術科」「住宅施工技術科」へ合流

令和8年度求職者支援訓練実施計画策定方針（案）補足資料

○基礎コースと実践コースの認定定員の割合は、概ね3：7で推移

- ・令和7年度（9月開講分まで）の定員充足率は、基礎が74.6%、実践が83.0%と実践コースのほうが充足している現状。
- ・基礎コースは、社会人基礎力を集中的に習得する100時間講習が必須となっており、実施機関によっては実施困難な場合有り。

○訓練機関の申請動向を勘案したコース割合は、概ね2：8となる見込み

- ・訓練実施機関の撤退の抑制及び申請勧奨。
- ・新規参入が可能となるよう新規枠の上限を拡大。（令和3年度より30%）

○eラーニングコース受講者のうち、岩手県内在住の求職者は約4割

- ・令和7年9月開講分までのeラーニングコースの定員充足率は100.0%（うち、岩手県内ハローワーク管轄の応募者数40.4%、受講者数47.2%）
- ・令和7年9月末時点（12月開講分まで）の認定数は7コース84名。（実践コース全体の25.9%）

○中央協議会の意見等

- ・就職支援に関し、求職者支援制度が各地域の中小企業と連携しニーズをしっかりと把握して、きめ細かく対応していく進め方が良いのではないか。
- ・IT分野の訓練枠を拡大するとともに、訓練内容の充実を図り、人材ニーズとのギャップを早急に解消していく必要があると考える。

●令和8年度のコース割合は、基礎コース25%：実践コース75%で検討

●令和8年度の実践コースに「通所コース」枠及び「eラーニングコース」枠を引き続き設定予定

	R2		R3		R4		R5		R6		R7(9月開講分まで)	
	基礎	実践										
1. 認定定員の割合 ※（ ）は全国	40% (50%)	60% (50%)	40% (50%)	60% (50%)	30% (40%)	70% (60%)	30% (40%)	70% (60%)	25% (30%)	75% (70%)	25% (30%)	75% (70%)
2. 上限値	224人	336人	371人	557人	261人	609人	261人	609人	176人	527人	178人	534人
3. 認定数	130人	493人	125人	596人	125人	712人	193人	671人	155人	585人	86人	324人
4. 基礎と実践の割合	20.8%	79.2%	17.3%	82.7%	14.9%	85.1%	22.3%	77.7%	20.9%	79.1%	21.0%	79.0%
5. 定員充足率	44.9%	63.2%	62.5%	57.5%	60.2%	66.4%	66.3%	62.6%	61.4%	73.2%	74.6%	83.0%
6. 認定コース数	12	38	11	41	11	49	15	47	13	40	8	24
7. 中止コース数	2	8	1	4	1	3	1	11	2	2	0	1